

# 豊かな体験活動推進事業

## 背景

- ・学校教育法の改正(社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実、平成13年7月)
- ・中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」(平成14年7月)
- ・新学習指導要領の実施による体験活動の充実(小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から)

### 体験活動推進地域・推進校

- ・各都道府県に小・中・高等学校等を含む推進地域を指定
- ・各学校の実情やねらいを踏まえ、他校のモデルとなる先駆的な取組を実施
- ・体験活動を通じた学校種連携の一層の推進を図る



各学校の先駆的な取組を全国の学校へ普及

### 地域間交流推進校

- ・都市と農山漁村の共生・対流に関する政府としての取組等を踏まえ、異なる地域との多様な交流に関わる体験活動を実施
- ・地域間交流推進校の実践を踏まえ、各都道府県においてプログラムを開発



各地域の特性を生かした地域間交流の促進

### 長期宿泊体験推進校

- ・長期にわたる集団宿泊等の共同生活を通して、協調性や規範意識、公衆道徳等の育成
- ・行政、保護者や青少年教育施設、NPO等が密接に連携し、学校の活動を支援
- ・学校教育における長期にわたる宿泊体験を推進する方策について調査研究を実施



長期宿泊体験の推進に向けた先駆的な取組の実践

各取組の成果を発表するブロック交流会の開催 / 体験活動の実践例を収集した事例集の作成

平成17年度までに全国の学校における7日間以上の体験活動を実現